

平成20年11月20日

株券の電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

株主及び登録株式質権者 各位

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-15

株式会社サンオータス

代表取締役 北野 俊

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下決済合理化法といいます）の施行にあたり、同法附則第8条第1項の定めにもとづき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞無く株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第8条第5項に定める事項（開設した特別口座、および特別口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を通知します。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法の施行に際し、同法附則第8条第1項に定める通知対象株主等（株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様）のために当社が口座（特別口座）の開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の、株券等保管振替制度をご利用されている株主様および質権者様につきましては、同法附則第7条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

以上